

[illegible]

算定項目等	記載欄	明細書略号	「摘要」欄記載 (○：原則必要, △：場合により必要)
■医学管理等			
歯周病患者画像活用指導料 口腔内画像 ①	所定欄		
顕微鏡画像	管理・リハ 「その他」欄	顕画像	
■検査			
歯周病検査 歯周基本検査 ② 1 歯以上 10 歯未満／10 歯以上 20 歯未満／20 歯以上 歯周精密検査 ③ 1 歯以上 10 歯未満／10 歯以上 20 歯未満／20 歯以上	所定欄 (2 回目以降は 右欄に記載)		△
■処置			
咬合調整 ④ 1 歯以上 10 歯未満／10 歯以上	所定欄		○
歯周病処置 (1 口腔 1 回につき) ⑥ 糖尿病を有する患者に対して、スケーリング・ルートプレーニング と並行して歯周病処置を行う場合			○
歯周基本治療 スケーリング (1/3 顎につき) ⑦ 1/3 顎を増すごとに ⑧ スケーリング・ルートプレーニング (1 歯につき) ⑨ 前歯／小臼歯／大臼歯	所定欄 (2 回目以降は 右欄に記載)		
暫間固定 簡単なもの／困難なもの	処置・手術 「その他」欄	TFix	○
口腔内装置 (1 装置につき) 口腔内装置 2		OAp2	○
口腔内装置調整・修理 (1 口腔につき) 口腔内装置調整 2 口腔内装置修理		OAp 調 2 OAp 修	
機械的歯面清掃処置 (1 口腔につき) ⑤	所定欄		△
特定薬剤	処置・手術 「その他」欄		
■歯冠修復及び欠損補綴			
印象採得 口腔内装置等 (1 装置につき)	処置・手術 「その他」欄		
暫間歯冠補綴装置 (1 歯につき) ⑩	所定欄		
装 着 口腔内装置等の装着の場合 (1 装置につき)*	処置・手術 「その他」欄 (※は装置等と合算)		

* 口腔内装置の未来院請求に係る請求については、本資料 Ⅱ-⑤有床義歯等の未来院請求 を参照。